

# 山口県主要農作物種子生産実施要綱

制定 平成 30 年 3 月 28 日 平 29 農業振興第 1053 号

## (趣旨及び基本方針)

- 第 1 条 本県の農業において、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆は主要な農作物であり、本要綱は、農業者の経営安定や消費者への安定供給を推進するため、本県に普及すべき品種の選定をはじめ、これに係る優良な種子の生産及び普及に必要な事項を定めるものである。
- 2 優良な種子の生産及び普及に当たっては、専門的な知識と技術、周到な管理を要することから、品種の優良性の判別方法、優良な種子の適正かつ円滑な生産流通の方法等について、種子の生産及び普及に関係する全ての者に周知するとともに、県及び関係団体等が一体となって、優良な種子の生産及び普及に関して取り組むこととする。
- 3 優良な種子の品質の確保については、種苗法（平成 10 年 5 月 29 日法律第 83 号）に適合するよう努めるものとする。

## (定義)

- 第 2 条 本要綱及び関連する規程（以下、「要綱等」という。）における語句の定義は次のとおりとする。
- (1) 「主要農作物」とは、稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。
  - (2) 「種子」とは、本条に規定する一般種子及び原種等をいう。
  - (3) 「一般種子」とは、原種を用いて生産した奨励品種の種子のことをいう。
  - (4) 「原種等」とは、原種及び原原種のことをいう。
  - (5) 「奨励品種」とは、安定生産が可能で、需要に対応できるなど、本県で普及すべき品種のことをいう。
  - (6) 「協会」とは、山口県米麦改良協会のことをいう。
  - (7) 「生産計画」とは、奨励品種の需給見通しや備蓄状況を踏まえ、本県に必要な一般種子を確保するための計画をいう。
  - (8) 「審査」とは、生産ほ場の審査（以下、「ほ場審査」という。）及び生産物の審査（以下、「生産物審査」という。）の総称で、審査を行う職員を「審査員」という。
  - (9) 「生産等基準」は、種苗法第 61 条第 1 項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年 4 月 1 日農林水産省告示第 933 号）に規定されたものをいう。
  - (10) 「生産者」とは、一般種子を生産する生産者又は団体のことをいう。

## (奨励品種の決定及び調査)

第 3 条 県は、奨励品種を決定することとし、決定に当たっては、栽培および流通に係る知見を有する者によって構成される山口県主要農作物・園芸作物奨励品種決定審査会（以下、「審査会」という。）を開催し、意見を聴取する。

なお、決定の基準、審査会の構成員、審議事項及び運営等は別に定める。

- 2 県は、奨励品種を決定するために必要な調査として、奨励品種決定調査を実施するものとし、調査の方法、基準等は別に定める。

(生産計画の作成)

第4条 県は、一般種子の安定的な生産及び普及を図るため、協会が主体的に行う生産計画に関する協議等に参画する。なお、協会は、協議を踏まえ、生産計画を作成する。

2 生産者は、審査、指導等を受けるに当たっては、一般種子生産ほ場一覧を作成し、協会を通じて県に報告する。

(種子の生産)

第5条 対象品種は、奨励品種とする。但し、審査会における意見を踏まえ、県が特に必要と認めた品種についてはこの限りではない。

2 県は、原種等を生産するほ場を設置し、自ら生産又は委託生産により、生産等基準に適合する優良な原種等の生産及び確保に努める。

3 原種等の生産を委託する場合は、委託先が「適正かつ確実に生産されると認められる者」と判断できる場合のみとする。

4 原種の配付に当たっては、生産計画に該当する生産者に配付することとし、配付の手続、要件等は別に定める。

5 一般種子の生産に当たっては、生産者は原種を用い、生産等基準に適合する優良な種子生産に努める。

(審査)

第6条 審査は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する県職員を審査員として、行うものとする。

2 審査対象は、原種等及び一般種子の生産ほ場とする。

3 一般種子の生産に当たっては、生産者は県に審査を依頼するものとする。

4 審査における具体的な手続、基準及び方法等は別に定める。

(優良な種子の生産及び普及のための助言及び指導)

第7条 県は、生産者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な助言及び指導を行うこととし、具体的な対応に当たっては、協会等と連携するものとする。

(その他)

第8条 県は、要綱等のほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 要綱等で整備するもののほか、必要な場合は、審査会で審議を行う。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。